

●福島県水防計画（令和 6 年度） 修正概要

○令和 6 年度の主な修正概要

・重要水防区域の箇所数変更

○河川における数量減

変更前	変更後
箇所数 381 箇所	→ 370 箇所
河川数 224 河川	→ 217 河川

（理由）河川整備等の完了に伴う区域の見直しによる重要水防区域の解除

○海岸における数量減

変更前	変更後
箇所数 16 箇所	→ 13 箇所
海岸数 15 海岸	→ 12 海岸

（理由）堤防整備等の完了に伴う区域の見直しによる重要水防区域の解除

・水防警報河川及び水位周知河川の変更

○水防警報河川（※ 1）の増

→桜川、地蔵川の 2 河川を追加

（理由）水防警報河川として指定することについて市町村と協議が整ったため。

※ 1：水防警報を発令するのは、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると河川管理者が認めて、水防警報河川として指定した河川。

水防警報とは、水防活動を行う必要がある旨を関係水防管理者を通し、「水防団」に向けて行う通知。

○水位周知河川（※ 2）の増

→桜川、地蔵川の 2 河川を追加

（理由）水位周知河川として指定することについて市町村と協議が整ったため。

※ 2：水位周知を行う河川は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして河川管理者が認めて指定した河川。

水位周知とは、避難準備や避難行動の目安となる水位に到達した旨を関係機関や報道機関を通じ、「一般の方」に向けて行う通知。